

◎新潟県告示第877号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問看護ステーションすまいる	長岡市前田1-6-7	長岡市笹崎2-1-20	長岡市前田1-6-7	H26.4.1
ケアプランセンター仲町	燕市仲町2番42号	ケアプランセンター三条	ケアプランセンター仲町	H26.4.1
ケアプランセンター仲町	燕市仲町2番42号	三条市東裏館2丁目21-36 佐藤産業ビル1階	燕市仲町2番42号	H26.4.1
アースサポート柏崎	柏崎市大字横山1959番地1	柏崎市田中8番1号	柏崎市大字横山1959番地1	H26.4.25